
プロジェクト	譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化
項目	本日の審議の概要

本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会においてご検討いただく事項の概要について説明することを目的としている。

譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化

(これまでの経緯)

2. 第 537 回企業会計基準委員会（2024 年 12 月 3 日開催）において、企業会計基準諮問会議からの提言を受けて、譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化について、今後、リソースの状況を踏まえて、検討を開始することとされた。
3. 第 566 回企業会計基準委員会（2025 年 12 月 25 日開催）及び第 247 回金融商品専門委員会（2025 年 12 月 17 日開催）では、新規テーマとして取り上げることとされた「譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化」に関して、これまでの経緯を示した上で、本プロジェクトの今後の進め方についてご意見を伺った。

(本日の審議事項)

4. 本日の企業会計基準委員会では、次の事項についてご意見を伺うことを予定している。
 - (1) 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」及び移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」の改正案（審議事項(2)-2）
5. また、本日の審議に関連する第 248 回金融商品専門委員会（2026 年 1 月 15 日開催）で聞かれた意見は審議事項(2)-3 で示している。
6. なお、本プロジェクトの今後の進め方について、第 247 回金融商品専門委員会で聞かれた意見は審議事項(2)-4、第 566 回企業会計基準委員会で聞かれた意見は審議事項(2)-5 で示している。

以 上